

2月14日から外為法に基づく輸出入手続等に係る申請様式及び附属書Ⅲ種の
取扱い等を変更します。

令和3年1月28日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

本日付けで希少野生動植物種の個体等の輸出承認について（輸出注意事項2021第7号）等を改正し、令和3年2月14日から絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅲに日本が初めて掲載したことへの対応を行うと共に、経済産業省による原産地証明書の発行対象の拡大、承認申請に係る様式変更等を行います。詳しくは、下記でご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

1. 申請書類の様式変更

輸出入の申請時に当省へ提出いただく申請書類の様式を一部変更しました。変更があった主な様式は下記のとおりです。下記以外にも変更されている様式がありますのでご注意ください。

（1）輸出<変更日から当面の間、旧申請様式にて申請された場合であっても受理・施行します。>

関連手続	様式名	変更日
1. 輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）	(2) 輸出承認申請説明書	2月14日
	(4) CITES輸出許可（申請）書	
2. 再輸出申請（附属書Ⅰ・Ⅱ）	(2) 輸出承認申請説明書	
	(4) CITES輸出許可（申請）書	
	(8) 残高報告書	
3. 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない貨物の輸出・再輸出	(1) CITES輸出許可（申請）書	
	(2) 輸出許可申請説明書	
	(8) 残高報告書	

4. 条約に基づく商品見本証明書及びATAカルネ手帳により輸入された貨物の再輸出	(2) 輸出承認申請説明書	
--	---------------	--

(注) 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸出手続に係る申請書類に対応します。

(2) 輸入<変更日から当面の間、旧申請様式にて申請された場合であっても受理・施行します。>

関連手続	様式名	変更日
1. 学術研究目的での輸入	(6) 輸入許可申請書	2月14日
	(10) 輸入状況報告書	
	(11) 引渡し証明書	
2. 共同保護計画目的での輸入	(10) 輸入状況報告書	
	(11) 引渡し証明書	
3. 商業取引を目的として繁殖させたものの輸入	(6) 輸入状況報告書	
4. 条約適用前に取得したものの輸入	(7) 輸入状況報告書	
5. 移動展示目的の輸入	(4) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書	
	(11) 輸入状況報告書	
8. 輸入貿易管理令に基づく承認を要しない貨物の輸入	(1) 輸入許可申請書	
9. 種の保存法 規制対象種の輸入（輸入公表三の7の(4)に基づく事前確認）	(1) 輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認申請書	

(注) 表中の「関連手続」及び「様式名」欄の項目名は、当省HPのワシントン条約対象貨物の輸入手続に係る申請書類に対応します。

2. 条約附属書Ⅲへの日本掲載種の掲載対応

条約附属書Ⅲに日本が初めて掲載したことに伴うトカゲモドキ等7種の申請に対応した規程類の整備のため、関連様式(輸出承認申請説明書)を改正します。

3. 経済産業省による原産地証明書の発行対象の拡大

これまで経済産業省が発行する条約上の原産地証明書は、条約附属書Ⅲ掲載種であって当

該種に掲げた国(日本掲載種を除く。)を原産地としない動植物等のうち、商工会議所による原産地証明書が発行されない本人の私用に供することを目的とするものに限られていましたが、今般の改正により、当該目的以外のものについても発行できるようにします。なお、商工会議所が原産地証明書を発行できるものについては、引き続き経済産業省は発行しません。

4. その他

条約に基づく商品見本証明書及び ATA カルネ手帳により輸入された貨物の再輸出(条約附属書 I 及び II 掲載種)に際しては、これまでは日本への輸入時の当該証明書の記載内容が所定の条件を満たしていない場合は当該証明書と認められず、CITES 輸出許可(申請)書を必要としていました。今般の改正により、ATA カルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できる場合については、当該証明書として認められるものとし、CITES 輸出許可(申請)書を不要とすることとします。

ご不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

<p>■全般(一部の植物の輸出承認を除く)</p> <p>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室 電話:03-3501-1723 FAX:03-3501-0997 電話対応時間:行政機関の休日を除く平日の午前10時～正午及び午後1時～午後5時</p>	
<p>■輸出承認 <一部の植物(サボテン科全種、ユリ科アロエ属全種、サクラソウ科シクラメン属全種、ソテツ科全種(人工繁殖のもの)、ラン科全種(人工繁殖のもの)(※加工品を含む))>、 ■事前確認<生きている動物></p> <p>電話対応時間:行政機関の休日を除く平日の午前9時30分～正午及び午後1時～午後5時</p>	
<p>北海道経済産業局 総務企画部国際課 電話:011-709-1752 FAX:011-709-1798</p>	<p>近畿経済産業局 通商部通商課 電話:06-6966-6034 FAX:06-6966-6088</p>
<p>東北経済産業局 総務企画部国際課 電話:022-221-4907 FAX:022-261-7390</p>	<p>神戸通商事務所 総務課 電話:078-393-2682 FAX:078-393-2685</p>
<p>東京通商事務所 総務課 電話:03-5842-7071 FAX:03-5689-7841</p>	<p>中国経済産業局 産業部国際課 電話:082-224-5659 FAX:082-224-5642</p>
<p>横浜通商事務所 総務課 電話:045-212-1105 FAX:045-201-7156</p>	<p>四国経済産業局 産業部産業振興課 電話:087-811-8525 FAX:087-811-8556</p>
<p>中部経済産業局 地域経済部国際課 電話:052-951-4091 FAX:052-961-7829</p>	<p>九州経済産業局 国際部国際課 電話:092-482-5425 FAX:092-482-5321</p>
	<p>沖縄総合事務局 経済産業部商務通商課</p>

電話:098-866-1731 FAX:098-860-3710